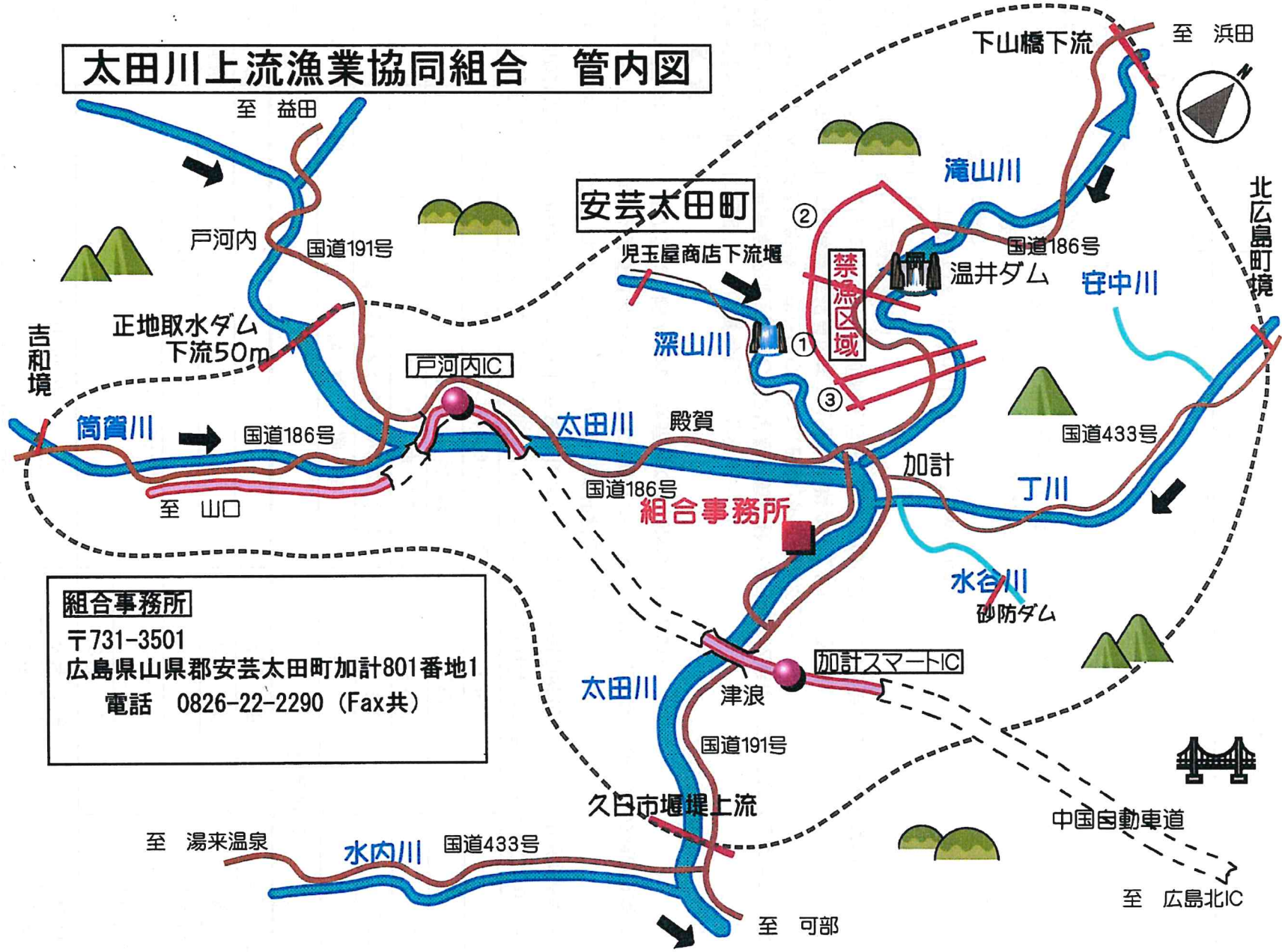


太田川上流漁業協同組合 管内図



安芸太田町

禁漁区域

組合事務所
 〒731-3501
 広島県山県郡安芸太田町加計801番地1
 電話 0826-22-2290 (Fax共)



◎ 解禁日について

		解禁日	終漁日
あ	友釣り	6月1日	11月30日まで
	ニゴリカケ	6月1日	11月30日まで
ゆ	ころがし(8月1日から従来通り) (オトリ鮎が入りし難いことに配慮しての対応である) 丁川・筒賀川・滝山川を除く本流のみ	8月1日 6月7日～7月31日 朝6時～10時まで	11月30日まで
	水眼	8月1日	11月30日まで
ます・アマゴ類		3月1日	8月31日まで
うなぎ		4月1日	10月31日まで

◎ 遊漁料

(税込価格)

種別	魚種	漁具・漁法	年券	日券
3		水眼(ちゃぐり・ヒツカケ)船釣	12,100	3,300
5	あゆ	手釣り・竿釣り	11,000	3,300
6		ニゴリカケ(抄網)	3,300	
7	こい・うなぎ・ます	手釣り・竿釣り・つけばり・うなぎかご	3,300	1,100

- 日券、年券の区分において納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は遊漁することができる。
- 未就学の幼児は無料、小中学校の児童・生徒又は肢体不自由者は上記の額の2分の1に相当する額とする。
但し第7種(こい・うなぎ・ます)においては、小学生は無料とする。
- 年券において漁具、漁法を変更する場合はすでに納付した遊漁料の額と変更後の遊漁料の額との差額を納めるものとする。(その際は、購入された販売所で手続きしてください)

◎ 注意事項

- 1、遊漁承認証は他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 2、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3、遊漁の際には必ず腕章(年券)、またはワッペン(日券)を着用すること。
- 4、遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示があった場合はこれに従うこと。
- 5、遊漁者は遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 6、橋上からの釣りは禁止(道路交通法)
- 7、ほこ・やすの使用は禁止。
- 8、潜水による漁は禁止。丁川、筒賀川、滝山川は「だっこちゃん」は禁止
- 9、遊漁者は投網、建網は禁止。
- 10、お互いにマナーを守り、楽しい釣りができるようご協力ください。
- 11、組合は遊漁者が上記事項、その他の規則等に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。
- 12、解禁前の竿立等による場所取りは禁止。
- 13、ゴミの投げ捨て厳禁。

◎ 禁止区域

次の表のア欄に掲げる区域内において、イ欄に掲げる漁法はウ欄の期間中は漁業をしてはならない。

ア 区域	イ 漁法	ウ 期間
① 滝山川井堰から大平橋上流 右左岸370mまで	水眼・ころがし・抄網(にぎりかけ) 船釣・建網・投網	あゆ解禁日から9月8日まで
② 大平橋上流右左岸370mから 上流堤体左岸上流500m(網場) 地点と右岸大字加計字高果 (自然生態公園) 先端を結んだ線まで	すべての漁具・漁法	1月1日から12月31日まで
③ 滝山川堰堤から滝山川井堰まで	すべての漁具・漁法	1月1日から12月31日まで